

# 令和3年度 ジュニア育成地域推進事業及び シニアスポーツ振興事業について

## 1. ジュニア育成地域推進事業・シニアスポーツ振興事業

### 1) 趣旨・目的 A) ジュニア B) シニア

A) 地域におけるジュニアスポーツのすそ野を広げることを目的とする。

B) 東京都における高齢者のスポーツ実施率の向上を図り、高齢者の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

### 2) スケジュール (ジュニア、シニアもほぼ同様です。)

① 2月5日(金)お知らせ

② 2月下旬 実施希望団体の募集⇒希望される場合は、田所にご一報ください。

③ 3月中旬 実施団体のヒアリングにより審査

※特に今回も都から新型コロナウイルス感染防止対応が求められています。

対応が適切に実施できない団体はエントリーできません。

④ 4月上旬 実施団体決定し、都に報告

⑤ 5月上旬 都から体協がヒアリングを受けて、最終的に認められる。

⑥ 5月下旬 契約締結

⑦ 6月上旬 参加団体に分担金が振り込まれる。

⑧ 事業終了後 20日以内に体協に報告書を提出

⑨ 全ての事業が終了後20日以内に、体協は市としての報告書を都に提出

⑩ 都からの審査を受けて、3月上旬までに都からの報告を受ける。

### 3) 分担金

事業内容により、異なりますが、これまでの実績から市としての上限額が決められています。昨年度は ジュニア⇒450万円 シニア⇒100万円 でした。

### 4) 実施団体の条件

① 組織として運営ができる。

ア) 事業計画に明記されている。

イ) 団体内での役割分担が明確である。

ウ) 団体内にこの事業について周知されている。

② 新型コロナウイルス感染症拡大防止が、主管団体内で実行できる。

\* 令和2年度の市民大会等での実績を審査させていただきます。

③ 公金(税金)を使用するの事業であることを十二分にご理解いただける。

### 5) 先行予約

施設の先行予約対象の事業です。

☆この件についてのお問い合わせ

(公社)東村山市体育協会 事務局 田所徳雄